

奈良県告示第四十三号

奈良県収入証紙条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十七号）第五条第一項の規定による奈良県収入証紙の指定売りさばき人を次のとおり指定した。

令和四年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称

新宮信用金庫

二 所在地

和歌山県新宮市大橋通三丁目一番地の四

三 売りさばき場所

吉野郡十津川村大字平谷四五五番地 新宮信用金庫十津川支店

四 指定年月日

令和四年五月九日